

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 5 年 7 月 1 0 日

九州経済産業局長 苗村 公嗣 殿

みやま市長 松嶋 盛人

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、昭和60年以降一貫して減少しており、65歳以上の人口が増加の一途をたどる反面、14歳以下の年少人口は減少し続け急速に少子高齢化が進行している。また、合計特殊出生率は国及び福岡県を下回っており、人口は今後さらに減少を続け、2060年には現在の半数以下になると推計されている。労働力人口も総人口に比例して減少しており、若年者の地域外への流出に歯止めがかからない中、就業者総数は年々減少している状況である。

本市の産業構造は、産業別の比率を国や福岡県と比較すると農業を中心とする第1次産業の高さと、商業・サービス業を中心とする第3次産業の低さが目立っている。これを産業別生産額比率で見ると、製造業や小売業等については、事業所数及び従業者数が近年一貫して減少しているにもかかわらず、増加傾向にある。

本市の中小企業者は、今後も事業所数及び従業者数の減少に伴い、労働生産性がある一定の水準まで自動的に改善している産業もあるが、サービス業や建設業など、労働集約型の産業については、人手不足を原因として近年労働生産性の低下が顕著である。今後人口減少・少子高齢化が急速に進むことを考慮すれば、現在労働生産性が増加傾向にある産業においても、人手不足や後継者問題などに直面し、近い将来労働生産性の低下に転じることが懸念される。

このような状況を踏まえ、市内中小企業者の経営基盤を強化するためには、生産性向上に効果をもたらす中小企業者の設備投資を後押ししていくことが必要である。

#### (2) 目標

労働力人口の減少及び若年者の地域外への流出が進み、中小企業者の高齢化や後継者問題が深刻化する中、全ての産業分野において労働生産性の低下は避けられない状況である。

今後更に人口減少が進み、労働者数が減少していく中、本市の経済活動の活発化を図るためには、先端設備等の導入を促進することにより、人手不足の解消や商品開発による高付加価値化等の取組を深化させていくことが重要である。そのために意欲的に投資を図ろうとする中小企業を支援することとし、これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上すること。

## 2 先端設備等の種類

本市の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、急速に進む人口減少・少子高齢化に伴う需要の減少、経済のグローバル化による競争激化等により、経営力の低下が懸念され、人手不足・後継者不足の問題がより一層労働生産性の向上を妨げている。今後本市における中小企業が労働生産性を向上させ地域経済の活性化を図るためには、女性、高齢者及び外国人等の労働力を確保して地域の生産力を向上させることが必要である。そのためにも、多種多様な先端設備等を幅広く導入し、業務の効率化を図るべきである。よって先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てを対象とする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の中小企業は、小規模事業者が約8割を占めており、生産拠点及び店舗等の立地的な偏りはないことから、特に対象地域は限定せず、市全域を対象地域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の中小企業は、農林業を中心に製造業、卸売業、小売業、建設業と多岐にわたっており、業種及び事業にかかわらず、今後人口減少・少子高齢化による人手不足・後継者問題に直面し、労働力不足が今後の課題となる。そのため、対象業種・事業については限定せず全てを対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間（令和5年7月31日から令和7年7月30日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって考慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取り組みは、計画認定の対象としない。設備導入に伴う人員増が、労働生産性の評価に当たって不利に働かないように雇用の安定には配慮するものとする。

(2) 先端設備等導入計画の認定の対象とする中小企業者は、下記のいずれにも該当するものとする。

①税金等の滞納がないこと。

②みやま市内で事業を行うこと。

③みやま市暴力団排除条例(平成21年みやま市条例第27号)第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。